

# 教育職員検定における在職年数の例

## 【上進(より上位の免許状の取得)の場合】←現職教員の現職教育の尊重

取得しようとする免許状		基礎となる免許状	基礎となる免許状を取得した後、教諭、主幹教諭、指導教諭、講師、助教諭として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	一種免許状	二種免許状	5	45 (教科に関する科目4、教職に関する科目20、教科又は教職に関する科目6、その他都道府県教育委員会が定める科目15)
	二種免許状	臨時免許状	6	45 (教科に関する科目5、教職に関する科目30、その他都道府県教育委員会が定める科目10)

※教育職員免許法別表第三(抜粋)

※別途、大学に3年以上+93単位以上の修得で25単位までの軽減措置あり

## 【隣接校種免許状取得の場合】←現職教員の隣接校種免許状の取得促進

取得しようとする免許状	有することを必要とする学校の免許状	基礎となる免許状を取得した後、教諭、主幹教諭、指導教諭、講師として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3	6 (教職に関する科目のみ(指導法中心))
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	13 (教職に関する科目のみ(指導法中心))
	中学校教諭普通免許状	3	12 (教職に関する科目のみ(指導法中心))

※教育職員免許法別表第八(抜粋)

【学校栄養職員の栄養教諭免許状取の特例の場合】←学校栄養職員の栄養教諭取得促進

取得しようとする免許状		基礎資格	基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
栄養教諭	一種免許状	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士の免許を受けていること</li> <li>管理栄養士施設の課程を修了し、かつ、栄養士の免許を受けていること</li> </ul>	3	10 (栄養に係る教育に関する科目2単位、教職に関する科目8単位)
	二種免許状	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士の免許を受けていること</li> </ul>	3	8 (栄養に係る教育に関する科目2単位、教職に関する科目6単位)

※教育職員免許法附則第18項

※基礎資格について、原則は、上記要件に加え、一種免許状の場合は学士の学位が、二種免許状の場合は短期大学士の学位が必要。

※最低修得単位数について、原則は、一種免許状の場合は22単位、二種免許状の場合は14単位の修得が必要。

(参考)栄養士及び管理栄養士資格について

栄養士: 栄養士養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者

管理栄養士: 管理栄養士国家試験に合格した者

※管理栄養士試験の受験資格(栄養士法第5条の3)

- 一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校(学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの(以下「管理栄養士養成施設」という。)を卒業した者